

大分県報

令和三年
号外（二六）
三月三十一日

（水曜日）

目次

議 会 規 則

大分県議会議規則の一部改正……………一
大分県政務活動費の交付に関する規程の一部改正……………一

教 育 委 員 会 規 則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正……………一
大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正……………三

○議 会 規 則

大分県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

大分県議会議規則第一号

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

大分県議会議規則第二号

大分県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規則

大分県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年大分県議会議規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○教 育 委 員 会 規 則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第十六条第二項第二号中「第四号まで」を「第三号まで」に改める。

別表第二中五の項を削り、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

二 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる日又は時間

別表第二に次の一項を加える。

六 前各項に定める場合のほか、教育人事課長が必要と認められる日又は時間
必要と認められる日又は時間
特に必要と認める場合

第五号様式を次のように改める。

第五号様式（第3条関係）

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書

職 名

- 1 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）
- 2 任用根拠 年月日から 年月日までとする。
- 3 条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。
- 4 勤務場所 勤務内容
- 5 報酬/給料
- 6 報酬の支払
- 7 手当等
- 8 手当等
- 9 社会保障
- 10 勤務時間
- 11 時間外勤務
- 12 休憩時間
- 13 勤務日
- 14 休日
- 15 休暇等

円とする。
支給事由の生じた日を翌月10日（10日が閉庁日である場合は、翌開庁日）に支給
通勤費用の弁償、期末手当（※支給において必要な要件を満たしている場合に限る。）
（任期の途中で報酬・給料及び手当等について改定されることがある。）
法令の定めるところによる。

ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の削減の要旨を行う場合がある。
なし（災害その他避けることができない事由によって臨時の場合を除く。）

- (1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日、時間 時間
（付与日数 日、繰越日数 日、時間）
- (2) その他の休暇

①有給休暇
風水害・震災等による出退勤困難、公民館行使、官公署出頭、急引休暇及び
教育人事課長が特に必要と認める場合

②無給休暇
公務傷病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、
産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

③休業（無給）

育児休業、部分休業

16 退職 任期満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届出すること。

17 分限・懲戒 (1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき
制定された大分県条例の規定による。

(2) 次に該当する場合は免職されることがある。この場合において、原則30日前まで
に免職の予告を行う。

①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき

②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき

法令又は職会の議員その他非常勤の職員その他の非常勤の職員に関する条例の定めるところ
による。

18 災害補償 任期満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ、勤務実績が良好で
あるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一つの任期の限度として
公費により再度任用される可能性があること。ただし、期間を定めた任用であり、
年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。

19 再度の任用

20 その他の権利事項

※勤務労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規則の定めるところ
による。

年 月 日

所 属 長

私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、この主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本質を体ずるとともに、公務を民主的に運営する責務を深く自覚し、全体の奉仕
者として誠実に公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 職

氏名

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第四号

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「臨時的任用職員」の下に「（別表第一の八の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を加え、同条第二項中「の十二の項及び十三の項」を「の十の項」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 別表第一の八の項並びに別表第二の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

別表第一中五の項を削り、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次の一項を加える。

三 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

別表第一に次の四項を加える。

六 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合

七 女性職員が出産した場合

出産日までの申し出た期間
出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があ

り、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。）

八 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合

任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

九 前各項に定める場合のほか、教育人事課長が必要と認められる日又は時間特に必要と認める場合

別表第二の四の項中「（昭和四十年法律第四百十一号）」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「（昭和二十六年大分県条例第三十五号）」及び「及び十二の項」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「十三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を削り、十三の項を十の項とする。

第一号様式（その二）中「~~四~~」を「~~三~~」に改める。

第一号様式（その二）中「~~四~~」及び「~~五~~」を削り、「~~三~~」を「~~二~~」に改める。

第五号様式（その二）を次のように改める。

第五号様式（その1）（第3条関係）

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務場所
- 4 給与と
- 5 給与の支払当
- 6 手
- 7 社会保険
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休 暇 日
- 12 服 務 等
- 13 休 暇 等

職員給与に関する条例の定めるところによる。
職員の給与に関する条例の定めるところによる。
（任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。）

地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
（1）年次有給休暇
（付与日数 日、繰越日数 日、時間 時間）
（2）その他の休暇

- ①有給休暇
風水震災等による出勤困難、公民権行使、官公署出張、引引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合
- ②無給休暇
公務務病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給）
部分休業

- 14 退 職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲 戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公算によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

所 属 長

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

第五号様式（その二）を次のように改める。

第5号様式（その2）（第3条関係）

同意書兼宣誓書

殿

1 任用根拠
2 任用期間
3 勤務課所
4 給与の支払
5 給与の支払
6 手当
7 社会保険
8 勤務時間
9 時間外勤務
10 休憩時間
11 休日
12 服装
13 休暇等

年月日から年月日までとする。

職員に給与に関する条物の定めるところによる。
職員に給与に関する条物の定めるところによる。
（任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。）
地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。
正規職員に準ずる。

(1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日、繰越時間 時間
(2) その他の休暇

①有給休暇
風水害・火災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出張、忌引休暇、
公務災害による休暇、生理休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び
教育人事課長が特に必要と認める場合

②無給休暇
病気休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
③休業（無給）

部分休業
任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。

14 懲戒
15 災害補償
16 再度の任用

任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年月日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかには、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

第十号様式の（注）中「できなかった」を「できなかった」に改める。
附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）